

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 三四
 - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 三四
- 公 告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三五
 - 都市計画を変更する件 三五
 - 落札者を決定した件三件 三五

告 示

福島県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月二十九日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
- 二 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

福島県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年一月二十九日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課

（商業まちづくり課）

くり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
- 二 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
夢・タウン・飯坂 福島県福島市飯坂町字月崎町十二番四
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、戸ノ口堰土地改良区が戸ノ口堰地区維持管理事業計画に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

- 一 縦覧に供する書類
福島県知事 佐藤雄平
- 二 土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間
平成二十五年一月三十日から
同 年二月十八日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所及び湯川村役場
（農村計画課）

公 告

公告第二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
- 二 平成二十五年一月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人スケッチブック
- 三 代表者の氏名
石原 寛之

四 主たる事務所の所在地
 福島県本宮市本宮字鳴瀬五十三番地の三

五 定款に記載された目的
 この法人は、障がいを抱える人々と地域と共に暮らす人々に対して、地域福祉の向上につながる事業等を行い、最終的には誰もが安心して暮らせる豊かな社会の実現を目的とする。同時に、単体法人のみの取り組みで終わることなく、他機関・事業所との交流や連携を大切に共に歩み、成長することを目的とする。
 (文化振興課)

公告第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更するため当該都市計画の家を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十五年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画から除外される土地の区域
 郡山市のうち大槻町字中前田、大槻町字上前田、大槻町字上町、大槻町字桜木、大槻町字三角田、大槻町字沢田、大槻町字寺西の各一部の区域
- 二 新たに都市計画に車線数を定める道路名
 三・四・一〇八号 風景町谷地内線
- 三 縦覧場所
 福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課及び郡山市都市整備部都市計画課
- 四 縦覧期間
 平成二十五年一月二十九日から平成二十五年二月十二日まで
- 五 意見書の提出
 県中都市計画道路を変更する案について、郡山市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
 (都市計画課)

公告第25号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成25年1月29日

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福島県知事 佐藤 雄 平

- 2 水準調査モニタリングポスト等設備 一式
- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 4 落札者を決定した日
 平成24年11月13日
- 5 落札者の氏名及び住所
 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
- 6 落札金額
 70,875,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 8 特例政令第6条の公告を行った日
 平成24年10月2日

(入札用度課)

公告第26号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
 平成25年1月29日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 平成24年11月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
 株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
 11,014,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成24年10月12日

(入札用度課)

公告第27号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成25年1月29日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
N a I (T 1) シンチレーションスペクトロメータ II 20式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
27,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年11月26日

(入札用度課)